

平成 27 年 10 月 1 日

各位

会社名 みずほ投信投資顧問株式会社
代表者名 取締役社長 中村 英剛
(銘柄コード 1683)
問い合わせ先 商品開発部部長 三木谷 正直

「国内金先物価格連動型上場投信」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

追加型証券投資信託「国内金先物価格連動型上場投信」の約款変更について、下記の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。

記

1. 上場ETFの名称

国内金先物価格連動型上場投信

2. 約款変更内容

信用リスク集中回避のための投資制限の規定の新設およびこれに伴う規定の整備を行います。なお、上記約款変更は運用手法の変更を伴うものではなく、商品としての同一性が失われるものではありません。

3. 変更理由

金融商品取引業等に関する内閣府令および投資信託協会の規則の改正に伴い、信用リスクを適正に管理する方法を規定する、所要の約款変更を行うものです。

4. 変更日程

平成 27 年 9 月 30 日 約款変更届出日
 平成 27 年 10 月 16 日 約款変更適用日

5. 当該投資信託約款変更に係る新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>運用の基本方針</p> <p>運用方法</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑤ (略) ⑥ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>信用リスク集中回避のための投資制限 第22条の1の2 <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>運用方法</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑤ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

以上